

平成 18 年 5 月 19 日

各 位

会 社 名 ティアック株式会社  
代表者名 取締役社長 坂井 淑晃  
(コード番号 6803 東証第 1 部)  
問合せ先 広報グループマネジャー  
水石 和夫  
(TEL 0422 - 52 - 5009)

## 取締役の報酬等の額の改定および報酬等の内容決定の件

当社は、平成 18 年 5 月 19 日開催の取締役会において、当社取締役に対するストックオプションとしての報酬等の額の改定および報酬等の内容決定に関する議案を平成 18 年 6 月 29 日開催予定の当社第 58 回定時株主総会に下記のとおり付議することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### (提案の理由)

当社は、取締役に対して、当社の企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めることを目的として、従来の金銭による報酬の約 50% に相当する額を上限として、ストックオプションとして新株予約権を割り当てるため、当社取締役の報酬等の額の改定および報酬等の内容決定につきご承認をお願いするものであります。

#### (議案の内容)

1. 当社の取締役の報酬等の額は、昭和 62 年 12 月 18 日開催の第 39 回定時株主総会において、年額 170 百万円以内とする旨ご承認いただき今日に至っておりますが、上記の取締役の報酬等の額とは別枠として、当社取締役に対してストックオプションとして割り当てる新株予約権に関する報酬等の額として年額 85 百万円を上限として設ける旨をご承認いただきたく存じます。なお、この報酬等の額には、従来どおり使用人兼務役員の使用人分給与を含まないものといたします。

取締役の員数は、第 3 号議案が可決されますと、8 名となります。

2. 当社取締役に対してストックオプションとして発行する新株予約権は、以下の内容といたしたく存じます。

#### (1) 新株予約権の総数ならびに目的である株式の種類および数

新株予約権の総数 1,000 個を各事業年度に係る定時株主総会の日から 1 年以内の日発行する新株予約権の数の上限とする。

新株予約権の目的である株式の種類および数 普通株式 1,000,000 株を各事業年度に係

る定時株主総会の日から 1 年以内の日に発行する新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式数の上限とする。

各新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は、1,000 株とする。なお、当社が、当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下株式分割の記載につき同じ。）または株式併合等を行うことにより、株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は、必要と認める調整を行うものとする。

(2)新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式 1 株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下「終値」という。）の平均値に 1.1 を乗じた金額（1 円未満の端数は切り上げる。）または割当日の前日の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近の取引日の終値）のいずれか高い金額とする。

なお、割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割または株式併合を行う場合、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（会社法第 194 条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券の転換、または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使による場合を除く。）または他の種類株式の普通株主への無償割当てもしくは他の会社の株式の普通株主への配当を行う場合等、行使価額の調整をすることが適切な場合は、当社は、必要と認める調整を行うものとする。

(3)新株予約権を行使することができる期間

割当日から 2 年を経過した日より 3 年以内とする。

(4)譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

（注）上記の内容については、平成 18 年 6 月 29 日開催予定の当社第 58 回定時株主総会において、「取締役の報酬等の額の改定および報酬等の内容決定の件」が承認可決されることを条件といたします。

以上